# 知の読み方・使い方

## 施行について 地方自治法施行令等の一部を改正する政令の公布及び

都道府県議会議長、各指定都市市長、各指定都市議会議長宛 令和元年11月8日総行行第244号、総行市第65号、総行経第40号、各都道府県知事、各 総務省自治行政局長通知

陸 ΪЩ 諭

主査一般</l>一般一般一般一般一般一般一級一級一級一級一級一級<

和22年法律第67号。以下「自治法」という。) う。)を控除して得た額を免責する旨を定め 準を参酌して、政令で定める額以上で当該条 新第243条の2第1項)。 ることができることとされた(地方自治法(昭 例で定める額 (以下「最低責任負担額」とい

改正法と同じく令和2年4月1日から施行す という。)が令和元年11月8日に公布され 地方自治法施行令等の一部を改正する政令 当該政令で定める額等を定めるものとして ることとされている。 (令和元年政令第156号。 改正法を受け、当該政令で定める基準及び 以下「改正令

本稿では、標記通知の内容を基に、 改正令

職責その他の事情を考慮して政令で定める基

損害賠償責任額から、

地方公共団体の長等の

する損害賠償責任について、その職務を行う の長等」という。)の当該地方公共団体に対

につき善意でかつ重大な過失がないときは

は地方公共団体の職員

(以下「地方公共団体

体の長若しくは委員会の委員若しくは委員又

改正法により、条例において、地方公共団

年4月1日から施行することとされている。

平成29年6月9日に公布されており、

令和2

29年法律第54号。以下「改正法」という。) は

地方自治法等の一部を改正する法律

はじめに

の主な内容や考え方について、地方自治法施 行令に関する部分を中心に解説することとし

## 改正令の全体概要

改正令の全体概要は、次のとおりである。

#### 1 第16号。以下「自治令」という。)の 部改正関係 (第1条関係) 地方自治法施行令(昭和22年政令

めるもの。 びに一部免責を行った場合に必要な手続を定 部免責に係る参酌基準及び責任の最低額並 普通地方公共団体の長等の損害賠償責任

### 第8号)の一部改正関係(第2条関係) 公職選挙法施行令(昭和25年政令

2

普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の

していただきます。

この連載では、自治体法務に 関わる行政通知を取り上げ、 通知の発出元に、発出の背景 や読み方、使い方などを解説

もの。 長について準用するための規定の整備を行う 関について準用するための規定の整備を行う のを のの。

## 条関係) の一部改正関係(第33 地方公営企業法施行令(昭和25年

うもの。 改正法の施行に伴う所要の規定の整理を行

## 係(第4条関係)の一部改正関4 地方独立行政法人法施行令(平成

びに当該一部免除に必要な手続を定めるもの。の一部免除に係る参酌基準及び責任の最低額並地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任

#### 

任等に係る自治法及び自治令の財務に関する監査及び地方公共団体の長等の損害賠償責

所要の規定の整備を行うもの。規定を準用する場合の技術的読替えについて

般職、

特別職、

常勤、

非常勤及び臨時職員を

## いて 地方自治法施行令の一部改正につ

### 改正の全体概要

1

額 低額」という。)並びに普通地方公共団体が という。)及び同項の政令で定める額 及び公表することとした。 用があった場合に、 条例(以下「一部免責条例」という。) た。また、自治法新第243条の2第1項の じて得た額とし、 額 定めるものである。 1項の政令で定める基準 部免責を行った場合に必要な手続について 改正法を受け、 (給与の一会計年度当たりの額に相当する に役職ごとに設定された一定の乗数を乗 最低額は基準給与年額とし 自治法新第243条の2第 参酌基準は、 一定の事項を議会へ報告 (以下「参酌基準 基準給与年 (以下「最 の適

できであり、執行機関及びその補助職員(一の2における「地方公共団体の職員」については、住民監査請求(自治法第242条)及び住民訴訟(自治法第242条の2)における「地方公共団体の職員」についる「地方公共団体の職員」と同様に解される

**\_\_\_\_\_また、自治法新第243条の2に基づく問わず全てを含む。)を指すものである。** 

地方公共団体の長が、 られることとなる。 普通地方公共団体の長の判断に疑義があると じない場合には、 断を経ずに一部免責条例が適用されることと 民訴訟も提起されない場合には、 手方」という。)が任意の支払いに応じ、 際、損害賠償責任を負う長や職員等(以下「相 判断し、これを請求することとなるが、こ づき、一次的に債権の管理権限を有する普通 な過失の有無等が認定されたものに限られ 条例の適用の可否は裁判所の判断により決せ して住民訴訟が提起されることも想定され 相手方が任意の支払いに応じた場合であって ては民事訴訟を提起することとなり、 なり得る。 あるかどうかも含めて損害賠償責任の存否を いものである。 民訴訟等を通じて裁判所により賠償額や重大 部免責条例の対象となる損害賠償責任は、 る。このような場合には、 また、自治法新第243条の2に基づく 賠償額や重大な過失の有無等についての 他方、 自治法第240条第2項に基 相手方が任意の支払いに応 普通地方公共団体の長とし 一部免責条例の適用 最終的な一部免責 裁判所の また、 住

効果は、損害賠償責任の原因となった行為ご加えて、一部免責条例に基づく一部免責の

るものである。ととではなく、個々の損害賠償責任ごとに生じ

自治法第243条の2の対象となる。 れる結果、 ないものにあっては市に関する規定、その他 び特別区の加入するもので都道府県の加入し ものにあっては都道府県に関する規定、 事務組合及び広域連合に都道府県の加入する 事務組合の管理者及び広域連合の長その他 公共団体の長等」を対象としているが、 のものにあっては町村に関する規定が準用さ 職員等については、自治法第292条で一部 なお、自治法第243条の2は 普通地方公共団体の長等と同様に 「普通地 一部 市及 方

## 2 参酌基準について

設計に倣ったものである。 
成17年法律第86号)等の責任軽減制度の制度 
成27年法律第86号)等の責任軽減制度の制度 
に役職ごとに設定された一定の乗数を乗じて 
に役職ごとに設定された一定の乗数を乗じて

### (1) 基準給与年額

当たりの職務執行の対価」を基準として役員に過大な損害賠償責任を負わせるのは相当でに過大な損害賠償責任を負わせるのは相当で果の低減のためには、給与の額と不釣り合い果の低減のためには、給与の額と不釣り合い

とした。とした。とした。

準給与年額を判断する損害賠償責任の原因と 手当」ではない扶養手当、単身赴任手当、 こととするが、以下の理由から、諸手当のうち、 これらを基準給与年額の算定の基礎に含める 俸給及び諸手当)であるところ、原則として ①基準給与年額算定の基礎に含まれない五つ なった事実が生じた時点に支給事由が生じて 居手当、通勤手当及び寒冷地手当並びに②基 1 が支給を受けるのは「給与」(給料、 ついては、 いない退職手当については、その例外とした。 の手当についての考え方 基準給与年額の算定の基礎に含める給与に 「職務の内容又は責任に応じて支給される 普通地方公共団体において、 報酬、 長等 住

参酌基準は、自治法第243条の2第1項の規定に基づき、「職責その他の事情」を考慮して政令で定めるものとされていることから、職責と無関係な個々人の財産状況等を考慮せず、職責を考慮して普通地方公共団体の 長等に対して支給されている給与の額を基準 に定めることとした。

「給料」、「俸給」又は「報酬」は、職責に

一、と で性格も様々であり、基準給与年額算定の基めり、基準給与年額の算定の基礎に含まれる。・ と で性格も様々であり、基準給与年額の算定の基礎に含まれる。

次の考え方に基づいて区別した。

- (i) まず、支給額の算出の基礎に含めること 責に応じて支給される「給料」又は「俸給」 に連動してその額が定まるものであるか ら、基準給与年額算定の基礎に含めること とする。
- 年額算定の基礎に含めることとする。 責任に応じて支給される諸手当も基準給与 額又は俸給月額を含まなくとも、その支給 の趣旨に鑑み、職務の内容・執行状況又は
- 当の五つとなったものである。 手当、通勤手当、単身赴任手当及び寒冷地手の基礎に含まれない手当は、扶養手当、住居の基礎に含まれない手当は、扶養手当、住居

あり、職務の内容又は責任を反映した基準給額が定まる生活給的手当や実費弁償的手当で段等の、職務の内容又は責任と無関係な個別段等の、職務の内容又は責任と無関係な個別といる状況や家賃の額、勤務先までの交通手

当であると考えられる。

②退職手当についての考え方

においても下回ることができない政令で定め とから、基準給与年額に含まないこととした。 することとした。この点、 は、 るため、 なった事実が生じた時点の職責に応じて定め 地方公共団体の長等の損害賠償責任の原因と している趣旨に鑑み、 の他の事情」を考慮して参酌基準を定めると である。 を定めるに際して普通地方公共団体の長等へ のであるが、地方公共団体が、それぞれの一 る最低額として全国 はその遺族に対して支給されるものであるこ 方公共団体の長等が退職した後に、 の原因となった行為を行った日を基準に判 部免責条例において、 )手当の支給状況等の地域の 自治法新第243条の2第1項が「職責そ 普通地方公共団体の長等の損害賠償責任 各種諸手当等の額を斟酌することは可能 上記諸手当の扱いについては、条例 自治令新第173条第1項において 一律に定められているも 実際の最低責任負担額 基準給与年額は、 退職手当は普通地 実情を踏まえ その者又

#### (2) 乗数

参酌基準については、会社法における役員

を乗じて算定することとしている。給与年額に役職ごとに設定された一定の乗数等の責任軽減制度の立法例等を参考に、基準

具体的には、会社法の例(代表取締役又は 具体的には、会社法の例(代表取締役又は 不表執行政締役等であるものに限る。)又は代表執行役以外の執行役:4、これら以外の取 を参考に、地方公共団体の長等それぞれの地を参考に、地方公共団体の長等それぞれの地を を定めたものである。

て次頁の表のとおり区分して設定した。対象となるか否か)と②「権限」(独立した対象となるか否か)と②「権限」(独立した基礎を置く程度」(直接公選制や解職請求の基礎を置く程度」(直接公選制や解職請求の基礎を置く程度」(直接公選制や解職請求の基礎を置く程度)(直接公選制や解職請求の

ては、 官をいう。 員として「地方公共団体の職員」 公安委員会の管理下にある都道府県警察の職 る。 団 新第173条第1項第1号及び第2号におい 務員とされているが なお、 |体の長等と地方警務官を分けて規定してい 62号) 地方警務官については、一 地方警務官 参酌基準について定めている自治令 第56条第1項に規定する地方警務 以下同じ。)以外の普通地方公共 (警察法 (警察法第56条第1項)、 (昭和29年法律第 般職の国家公 にも該当し、

> る。 条の規定上、 分けて規定したものである。 的に地方警務官以外の地方公共団体の長等と び俸給及び各種手当の根拠法について、 察法第37条、 自治法第243条の2の対象となるものであ 151号) 国庫が支弁するとされていることから 地方警務官の俸給その他の給与につい 第2条第1号)、 警察法施行令(昭和29年政令第 俸給等を国から支給される旨及 自治令新第173 技術 7

### 最低額について

3

額は、 ても、 事業活動の規模等も異なる)に応じた最低青 るべく地方公共団体に付与するべきとの考え 任負担額の設定が可能となるよう、 に低額な最低責任負担額を設定した場合 ついては、 定するに当たり従わなければならない基準で ないよう、 おそれがあるため、 自治法新第243条の2第1項の最低額に 平成24年の各最高裁判決の趣旨に照らし 国家公務員等と比較したときに、これ 長や職員等に対する給与等の支給状況や 裁量権の逸脱・濫用に当たるとされる 普通地方公共団体が一部免責条例を制 地域の実情 設けられたものである。 参酌基準を参照したとしても過 (普通地方公共団体によっ 裁量の逸脱・濫用となら この最 裁量をな

り下げることは許されないであろうという最

乗数	役職	区分の理由
6	長	○憲法に基づき住民による直接公選制がとられており(第93条第2項)、住民の直接の信任に基礎を置く点で重要な地位にあるといえる。 ○長は、普通地方公共団体の統轄代表者かつ財政の責任者として以下の権限をはじめとする重要な権限を有している。 ・組織等に関する長の総合調整権(自治法第180条の4) ・予算執行に関する長の調査権等(自治法第221条第1項) ・公有財産に関する長の総合調整権(自治法第238条の2第1項)
4	解職制度の対象となる者 ○副知事・副市町村長 ○総合区長 ○教育長・教育委員会の委員 ○公安委員会の委員 ○選挙管理委員会の委員 ○監査委員 ○海区漁業調整委員会の委員	<ul> <li>○解職制度の対象となっている職は、いずれも直接的な民意を一定程度反映させる必要のある重要な地位にあるといえる。</li> <li>○副知事等は、長に代わってその職務権限を行使することも予定されており(自治法第152条等)、総合区長も当該区の事務執行において代表権を有しているなど(自治法第252条の20の2第8項)、いずれも重要な権限を有している。</li> <li>○その余の委員については執行機関として独立して権限を行使するものであり、他の職と比較して重要な地位にあるといえる。</li> </ul>
2	その他の執行機関委員  ○人事・公平委員会の委員  ○労働委員会の委員  ○農業委員会の委員  ○収用委員会の委員  ○内水面漁場管理委員会の委員  ○固定資産評価審査委員会の委員  消防長  地方公営企業の管理者  警視総監・道府県警察本部長	○その他の執行機関委員は、解職制度の対象となっていないとはいえ、執行機関として独立して権限を行使するものであり、他の職と比較して重要な地位にあるといえる。 ○地方公営企業の管理者、警視総監・道府県警察本部長、消防長は、職員の任命権や指揮監督権を有するなど、他の職と比較して重い責任を有した常勤の職員であり、重要な地位にあるといえる。 ※①地方公営企業の管理者 ・代表権(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第8条)・指揮監督権(同法第15条第2項)・職員の任命権(同条第1項) ②警視総監・道府県警察本部長 ・警視庁・道府県警察本部長 ・警視庁・道府県警察本部の事務の統括権並びに職員の指揮監督権(警察法第48条第2項)・職員の任免権(同法第55条第3項) ③消防長 ・消防本部の事務の統括権及び指揮監督権(消防組織法(昭和22年法律第226号)第12条第2項)・職員の任命権(同法第15条第1項)
1	その他の職員	

2 項)。 設定することはできな るべきとの考えを踏ま いものである。 担額を一部免責条例で 額を下回る最低責任負 ない基準であり、この たり従わなければなら 責条例を制定するに当 地方公共団体が一部免 踏まえ、基準給与年額 給となり得ること等を 公務員が最大1年間無 より停職となった国家 えて定めたものである。 低レベルの基準を設定す (給与の1年分) とした (自治令新第173条第 なお、この最低額は、 具体的には、懲戒に

#### 4 議会への報告及び公表について 部免責条例の適用があった場合

#### 1 改正の概要

らないこととした(新第173条第3項関係)。 するとともに、当該事項を公表しなければな る事項を当該普通地方公共団体の議会に報告 通地方公共団体の長等の損害賠償責任を免れ 通地方公共団体の長等が同項の規定により普 体の長は、当該普通地方公共団体における普 たことを知ったときは、 部免責条例を定めている普通地方公共団 速やかに、 次に掲げ

- (2) (1) 責任を負う額から一部免責条例に基づき 償責任の原因となった事実及び当該普通地 控除する額及びその算定の根 方公共団体の長等が賠償の責任を負う額 当該普通地方公共団体の長等が賠償の 当該普通地方公共団体の長等の損害賠
- 3 より当該普通地方公共団体の長等が賠償 責任を免れた額 自治法第243条の2第1項の規定に

#### 2 改正の趣旨

条の2の規定による損害賠償責任の一部免責 とされている。これに対し、 項第10号)については、 損害賠償請求権の放棄 議会による議決事件 (自治法第96条第1 自治法第243

团

が

には、 である。 ことから、 議決をすることとなっていることとの均衡 権の放棄の場合は、 ととなる。この点、一部免責条例の制定・改 じた時点で損害賠償責任が発生するのと同時 0) 運用という観点から重要であると考えられる 報告することは、 上、一部免責条例による一部免責の場合にお 廃を行うのは議会であることや損害賠償請求 にその損害賠償責任 により、 た事実及び賠償の責任を負う額」等の事項を いても、個別の案件に係る「責任の原因となっ いう効果が生じることとなり、 場合は、 個別の案件に関する情報が入らないこ 損害賠償責任の原因となる事実が生 事前に一部免責条例を定めること 議会へ報告する規定を置いたもの 一部免責条例制度の適正な 議会が個別の案件ごとに (の一部) 手続上、 が消滅すると 議会

税者たる住民に対して説明責任を果たす必要 免責は、 通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一 入手できないこととなる。 により周知されているが、 る情報は、 部免責条例の内容については、条例の公布 また、 あると考えられることから、 一体の財政にも影響を与えるものであり、 その結果次第で、 普通地方公共団体の住民にとって、 積極的に情報公開を求めなければ 当該普通地方公共 しかしながら、 個別の案件に関す 議会への報告 部

> である。 を行うにつき善意でかつ重大な過失がない となった事実」の内容には、当該長等が職 とともに公表する規定を置くこととした。 いう判断の基礎となった事実が含まれるもの 通地方公共団体の長等の損害賠償責任の原因 なお、当該趣旨を踏まえると、(1) ① Ø)

## その他の改正事項について

5

ずれの対応等を行った。 組合の特例等) 2に第8項及び第9項 事項がある場合の特例) 査委員の合議により決定することができな 改正法により、 が追加されたことに伴う条項 自治法第75条に第5項 (内部統制についての や同法第287条の

#### 匹 おわりに

される。 団体のガバナンスの強化に資することが期待 の長等の損害賠償責任の一 その適切かつ有効な活用が図られ、 以上、 本稿の内容を踏まえ、 標記通知の主な内容を解説してきた 普通地方公共団体 部免責について 地方公共